

会第5号

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年3月14日

提出者	滋賀県議会議員
	佐藤健司
	有村國俊
	大野和三郎
	岩佐弘明
	富田博明
	川島隆二
	野田藤雄
	吉田清一

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条の3第2項第1号中「100分の18」を「100分の17」に改め、同項第2号中「100分の7」を「100分の5.7」に改める。

付則中第14項を削り、第15項を第14項とする。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。